



Q124. インクルーシブ教育ってよく聞くけれど？

A. 仲間外れにしない、みんな一緒に、という意味なの



2006年12月に国連で採択された障害者権利条約、というものがあります。

その第24条には、誰でも「生涯にわたって」「地域社会のなかで」インクルーシブ教育を受ける権利が明記されているの。

就学前、卒業後にかかわらず、障がいのある人もない人も一緒に学ぶことができることが保障されている社会を「誰も仲間外れにしない社会」＝「インクルーシブな社会」というのではないかしら。

インクルーシブ(inclusive)は、in-「中へ」clude「閉じる」-ive「のような」
⇒中に閉じ込めているような ⇒【形】包括的な、ということ。

反対語になると

エクスクルーシブ(exclusive)で、ex-「外へ」clude「閉じる」-ive「のような」
⇒外にはじき出されたような ⇒【形】排他的な、独占的な、となります。

[基本的人権](#)がうたわれている日本国憲法が1946年に公布されたにもかかわらず、1947年に施行された学校教育法でも障がいを持つ人の多くは義務教育すら保障されなかったの。

[1979年まで](#)は教育を受ける、という普遍的な人権は無視されて「就学猶予・就学免除」という扱いを受け、地域の人たちと触れ合う機会を奪われていたのね。

この「[健全者にとって都合の良い社会](#)」という、分離教育＝排除、をエクスクルーシブと言い、インクルーシブの対極に置かれるもの、なのです。

こういった事実の反省を踏まえて、障がいのあるなしにかかわらず共に学び、一緒に育つことができるようにという気持ちでインクルーシブ教育が提唱されたの。

どのような障害や病気、いろいろな事情があっても仲間外れにされず共に学び合えるような学校を権利として保障していこう、という考えなのね。

大人になっても、障がいのある人もない人も、ごくあたりまえに[地域](#)の中で生活し、仕事をし、過ごしていけるようになりたいものですね。

[《障害者総合支援法っていつのは？》](#)

[《難病ってどんな病気なの？》](#)

2023-02-20 掲載

放課後等デイサービス支援事業
Support Project of
Day-service for After-school
At Kyoto